

○ 港湾施設用地使用料、占用料及び土砂採取料（令和7年5月）

種 別	単 位	金 額		
		使用期間が1月 以上の場合	使用期間が1月 未満の場合	
港湾施設用地使用料	電柱1本1年につき	725円	795円	
	電話柱1本1年につき	725円	795円	
	街灯1本1年につき	205円	225円	
	その他の柱類1本1年につき	535円	590円	
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所1個1年につき	630円	695円	
	郵便差出箱1個1年につき	260円	285円	
	広告塔表示面積1平方メートル 1年につき	1,085円	1,195円	
	看板	一時的に使用するもの表示 面積1平方メートル1月につ き	110円	120円
		その他のもの表示面積1平 方メートル1年につき	1,160円	
	送電塔を設置する用地1平方 メートル1年につき	535円	590円	
	軌条等を設置する用地1平方 メートル1年につき	630円	695円	
	線管類1メートル1年につき	外径40センチメートル未満	110円	120円
		外径40センチメートル以上	285円	315円
	その他の工作物を設置する用地 1平方メートル1月につき 係留施設用地を使用する場合 その他の用地を使用する場合	180円 65円51銭以内で 規則で定める額	200円 72円6銭以内で 規則で定める額	
その他の用地1平方メートル1 月につき	55円57銭以内で 規則で定める額	61円13銭以内で 規則で定める額		
占用料 (港湾法第37条)	仮設建築物 1平方メートル1月につき	55円57銭	61円13銭	
	棧橋、物揚場、渡船場及び係船 場 1平方メートル1年につき	125円	135円	
	漁業用工作物 1平方メートル1年につき	44円45銭	48円90銭	
	電柱 1本1年につき	725円	795円	
	電話柱 1本1年につき	725円	795円	
	街灯 1本1年につき	205円	225円	
	その他の柱類 1本1年につき	535円	590円	
	線管類 1メートル1年につき	外径40センチメートル未満	110円	120円
		外径40センチメートル以上	285円	315円
	物置場 1平方メートル1月につき	11円12銭	12円23銭	
	その他のもの	当該水域又は地域の接続地又は付 近地の価格及びこの表に定める当 該占用に類似したものを考慮して その都度知事が定める額		

種 別	単 位	金 額	
土砂採取料 (港湾法第37条)	砂 1立方メートル	141円	
	土砂 1立方メートル	117円	
	砂利 1立方メートル	168円	
	栗石 1立方メートル	168円	
	転石 直径60センチメートル未満 1個 直径60センチメートル以上 1個		70円
			117円

・港湾施設用地使用料

級 地 区 分		1 級 地	2 級 地	3 級 地	4 級 地	
その他の工 作物を設置 する用地	1平方メー トル1月に つき	使用期間が1 月以上の場合	65円51銭	55円57銭	40円96銭	22円22銭
		使用期間が1 月未満の場合	72円6銭	61円13銭	45円6銭	24円44銭
その他の用 地		使用期間が1 月以上の場合	55円57銭	44円45銭	29円83銭	11円12銭
		使用期間が1 月未満の場合	61円13銭	48円90銭	32円81銭	12円23銭